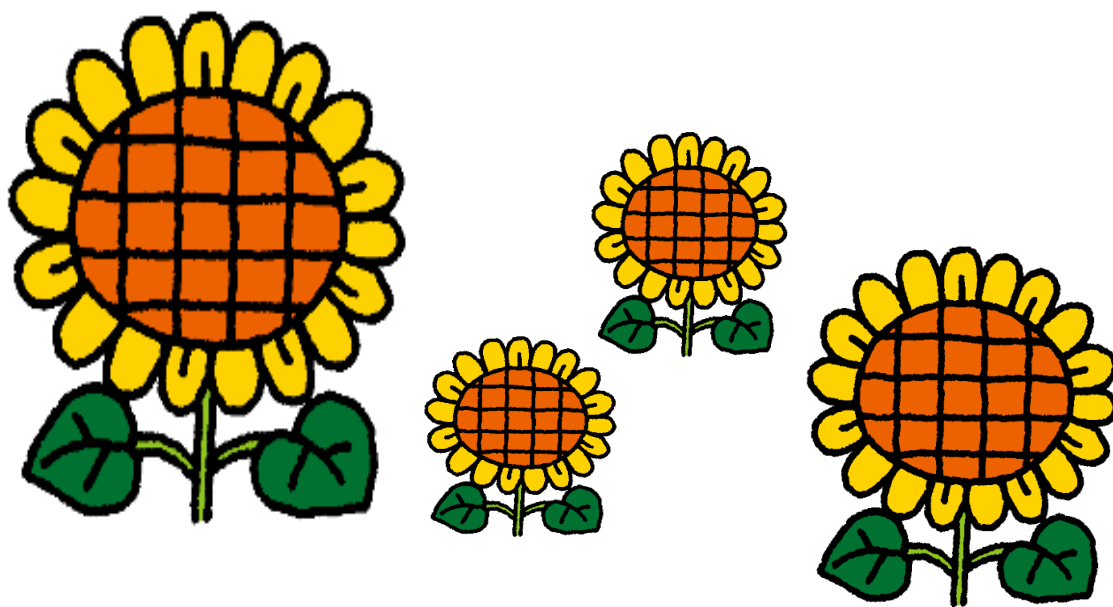


秋田市民憲章推進協議会

令和7年度（第65回）秋田市緑化コンクール

応募の手引き



秋 田 市 民 憲 章

わたしたちは伸びゆく秋田市の市民であることに誇りと責任をもち、明るく豊かなまちをつくるために、進んでこの憲章を守りましょう。

- 一、健康で働き、豊かなまちをつくりましょう。
- 一、あたたかく交わり、明るいまちをつくりましょう。
- 一、決まりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 一、環境をととのえ、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、教養を高め、文化のまちをつくりましょう。

昭和36年6月25日制定

秋田市民憲章推進協議会

令和7年度 秋田市緑化コンクール・全県花だんコンクール 応募から表彰までの流れ

	秋田市緑化コンクール (秋田市民憲章推進協議会)	全県花だんコンクール (秋田県花いっぱい運動の会)
7月 上旬	応募開始 (7/1(火))	
下旬	応募締切 (7/22(火))	
8月 上旬	巡回審査日程お知らせ	
中旬	巡回審査 (8月26日(火)～28日(木))	応募 (窓口：秋田市民憲章推進協議会)
下旬	応募があったすべての花だんを巡回 します。	書類審査、現地調査
9月 上旬	審査結果通知・表彰式案内 (対象者)	
中旬		
下旬		
10月 上旬		
中旬		
下旬	表彰式 (10/24(金))	
11月 上旬		表彰式

〈応募先・秋田市緑化コンクール連絡先〉秋田市民憲章推進協議会
〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1
秋田市庁舎2階 中央市民サービスセンター内
TEL 888-5653 FAX 888-5641
(連絡時間 平日8:30～16:15)

〈全県花だんコンクール連絡先〉秋田県花いっぱい運動の会
〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切24-2 遊学舎内
TEL 839-8191 FAX 839-8192
(連絡時間 平日10:00～16:00)

秋田市緑化コンクール Q&A

Q1 巡回審査とはどのようなものですか？

- A1** 秋田市民憲章推進協議会が委嘱した審査員が、あらかじめ指定した日時に花だんを確認に行きます。
花だんについての聞き取りのほか、審査員によるアドバイスも行っています。
審査時間は1団体につき10分程度です。
巡回審査は8月中旬～下旬に行います。（事前に連絡いたします）

Q2 審査基準はどのようなものですか？

- A2** 大きく分けて3つあります。
- (1) 活動・取組み・コミュニティ活動
 - ・主体的な取組みやその姿勢、環境美化の取組み
 - ・活動の継続性や恒常性
 - ・公共性や地域に向けた場所での活動
 - ・人的交流、波及効果、活動規模
 - (2) 栽培管理
 - ・健全な育成状況や開花の状態、病気発生の有無など
 - ・草花や花木などの育成特性をいかした栽培
 - ・長期間鑑賞できる花だんづくり
 - ・環境にやさしい栽培
 - (3) デザイン
 - ・花だんの色具合や草花の配置
 - ・季節感豊かな花の演出
 - ・地域の気候風土や資産を活した花の表現
 - ・花と周辺の景観との調和

Q3 全県花だんコンクールへの応募方法を教えてください。

- A3** 秋田市緑化コンクールにご応募いただいた花だんは、秋田市民憲章推進協議会が推薦し、全県花だんコンクールに応募します。ただし、家庭かだん（個人）については、ご希望を確認のうえ、応募します。
全県花だんコンクールの結果等については、「秋田県花いっぱい運動の会」から応募者に直接通知されます。

☆審査を受けるにあたってのポイント☆

- ①巡回審査の日程（8月中旬～下旬）に花がきれいに咲くように育てましょう。
開花の時期を合わせるのはなかなか難しいですが、ここが腕の見せどころです！
- ②花だんについて審査員にどんどん質問しましょう。
時間は限られていますが、直接質問できるよい機会です！



秋田市民憲章推進協議会 事務局

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1

秋田市庁舎2階 中央市民サービスセンター内

TEL 888-5653 FAX 888-5641

(連絡時間 平日8:30～16:15)

Eメール akiken@city.akita.lg.jp



全国市民憲章運動連絡協議会